

2013年9月10日

中国の個人所得税について

上海産業情報センター

横江 隆弘

駐在員の給与等について、現在最も関心が寄せられている一つに、中国の社会保障制度への加入の問題があります。日本と中国の両国間には、社会保障協定が締結されていませんので(日本は、9か国と締結、中国は韓国とドイツの2国間のみと締結)、現在は中国のルールによるしかありません。上海市においては、現在まで外国人の社会保障制度への加入の規定が公布・施行されておられません。今後、強制加入ということになれば、駐在員一人あたり約80万円ほどの出費が増える見込みとされております。このような状況の中で、日々駐在員の給与等の事務に頭を悩まされておられることと思いますが、今回は、中国での個人所得税のしくみを改めて見直してみたいと思います。

1 中国の個人所得税の納税の基本

中国で働く駐在員の個人所得税の納税について考えてみます。ここでは、日本の会社から辞令を受け、就労ビザ(Zビザ)を所持して仕事をしている人として、駐在員は、基本的に日本での住民票を抜いて、赴任されて中国にいらっしゃいますので、当初から毎月月単位で、中国現地給与と日本での給与等を合算(全世界所得)して申告・納税を行う必要があります。つまり、中国では、月次申告と個人納税という方法をとっています。

これとは異なり、例えば欧米においては、全世界所得に対する所得税を源泉徴収で納税して、年間申告で確定させる方法を採用しているそうですし、また、シンガポールや香港においては、月次での源泉徴収などは行わずに、年間申告で一括納税するそうです。

2 183日ルールについて

上記のような駐在員ではなく、いわゆる出張者(Fビザ(出張ビザ)で中国に入国されている方の個人所得税は、中国での滞在日数により、取扱いが異なります。

まず、滞在日数が183日未満の場合で、その方の給与がすべて日本で支給されている場合(中国現地法人からの給与等の支給が全くない場合)は、中国での個人所得税の納付の義務はありません。

次に、滞在日数が183日未満の場合で、その方の給与が日本と中国の両方で支払われている場合は、中国で支払われる給与については、中国での個人所得税の納付義務が生じます。ただし、日本で支払われる給与については、中国での個人所得税の納付義務は免除されます。日本で納付すれば足ります。

さらに、滞在日数が 183 日以上になる場合については、前述の駐在員と同様の扱いとなり、日本と中国の両方を合わせた全世界所得での個人所得税を、183 日を超えた時点で過去半年分を再計算して、一括して翌月の 15 日までに納入することになります。それ以降は、駐在員と同様に毎月申告・納税を行う必要があります。日本で、住民票が残してある場合は、日本で個人所得税がすでに源泉徴収されていますので、二重課税になります。この場合は、中国で納税完了証明書の交付を受け、日本において翌年の確定申告で、外国税額控除を利用して日本での納税分の還付を受けることができます。しかし、満額は戻ってこないのではやはり 183 日を超えないように注意する必要があります。

ここで、183 日ルールの 183 日の計算の仕方を考えてみます。

中国では、暦年(1 月から 12 月まで)で 365 日を計算していますので、例えば、1 年目の 9 月から 11 月まで 3 カ月中国に滞在して一旦日本に帰国して、2 年目の 2 月から 5 月までの 4 カ月中国に滞在した場合においては、1 年目の 1 月から 12 月までに中国にどれだけの期間滞在していたかが問題になります。同様に、2 年目も 1 月から 12 月までに中国にどれだけの期間滞在していたかが問題になりますので、想定の場合は、183 日ルールに抵触することはありませんので、1 年目も 2 年目も中国においては、個人所得税の納税義務はないこととなります。

少し蛇足になりますが、同じ想定でもアメリカの場合ですと、いかなる 365 日の間にと前提が異なることとなりますので、暦年では 1 年目も 2 年目も 183 日を超えたことにならないのですが、いかなる 365 日という観点からみると、183 日を超えたことになり、アメリカでは個人所得税の申告・課税対象となるそうです。

3 PE 認定・PE 課税

PE(Permanent Establishment:恒久的施設)とは、企業が国際的に事業を行う場合に、事業を行う場所として、租税条約により定められている課税上の概念のことです。企業の事業所得に対しては、PE がなければ課税されないというのが国際課税の原則になっています。しかし、PE の認定基準は国によって異なっており、その認定をめぐることは、いろいろと問題が生じることが多くなってきています。

この PE 認定を受けると、個人所得税の 183 日ルール適用がなされなくなり、滞在日数が 183 日未満であっても、個人所得税が課税されるばかりでなく、企業所得税が発生してしまうこととなります。

PE 認定・PE 課税については、出張者に対する税務調査だけでなく、中国現地法人への出向者に対する給与に関して、日本本社が一旦全額を支払、中国現地法人が中国負担分を日本に送金するケースなども中国当局から問題視されています。

このような税制度の問題は、法律等の制度改正により、今後の情勢を見守っていく必要がある点が少なくありませんが、上海産業情報センターでは今後も

これらの状況に注視していきたいと考えております。